

公開空地等環境整備助成金 よくあるお問い合わせ（Q&A）

<事業の概要>

Q1 助成金とは何か

A1 「協力金」「給付金」「融資」等とは異なり、事業に取り組む前に交付決定額として助成金の支払予定金額の上限を定め、事業を実施後に、その取組経費のうち対象となる事項について助成金額として確定し、取組完了後に後払いで交付（支払）するものです。

なお、虚偽の申請その他の不正の行為による助成金の交付申請など、要綱「第 15 条 返還義務」第 1 項各号に該当するときは、助成金の全部または一部の返還を求める場合があります。

Q2 公開空地等の再整備等について、所管行政機関への確認は必要か

A2 本助成金の申請にあたり、助成金を活用して行おうとする公開空地等の使用・変更等について、申請前に必ず公開空地等の所管行政機関へ協議してください。

<助成対象者>

Q3 対象となる公開空地がある建物のテナントではありませんが、当該公開空地を所有者の同意を受けて活用する場合、自ら助成申請を行うことはできるか

A3 自ら申請を行うことはできません。対象となる公開空地等の所有者または管理者を通じて申請していただくことになります。

<対象区域>

Q4 要綱「第 3 条 助成対象となる公開空地等」の都心部以外で認められるのはどこか

A4 たとえば以下の区域を想定しています。

- ・都市再生特別措置法第 46 条第 2 項第 5 号の規定による滞在快適性等向上区域
- ・「名古屋市オープンスペースの整備・運営に関する基準〔都心部編〕」における第 4. 対象区域として認められた区域

<助成対象経費>

Q5 助成対象となる再整備や物品調達とはどのような内容か

A5 再整備及び物品調達の内容について、要綱「第 2 条 用語の定義」第 1 号、第 2 号に掲げているもののほか、それぞれその他これらに類するものとしては、「名古屋市オープンスペースの整備・運営に関する基準〔都心部編〕」第二章 整備基準において示されている必要基準及び推奨基準の事項を参考にしてください。

Q6 申請前に着手した経費は助成対象になるか

A6 助成金の交付決定後に着手し、支払った経費が対象となります。

Q7 市の別の助成金や国の補助金と対象経費が重複する場合でも、助成対象となるか

A7 助成対象として申請した同一の内容・経費に対し、国・都道府県・市区町等から重ねて助成を受けることはできません。ただし、名古屋市壁面後退区域環境整備助成金を受けている場合で、本助成金の助成対象範囲が壁面後退区域外については、この限りではありません。

Q8 物品調達のための送料や支払いのための振込手数料は、助成対象となるか

A8 対象となりません。

Q9 再整備、物品調達の支払いに伴う消費税は、助成対象となるか

A9 対象となりません。

Q10 椅子・テーブルをリース契約で設置した場合、リース料は助成対象になるか

A10 対象となりません。

Q11 クレジットカードで支払った経費は対象となるか

A11 法人カード、もしくは個人カードの場合は代表者のクレジットカードに限り対象となります。また、クレジットカードによる支払は、完了届提出時まで、銀行口座からの引き落としが確認できる場合のみ認められます。

Q12 現金、手形・小切手、インターネットバンキングで支払った経費は対象となるか

A12 支払いは以下の条件を満たしてください。

①現金の場合

- ・助成対象経費が明確に区分できる支払先発行の領収書、明細書が提出できること
※当該領収書に、宛先（助成対象者名）、領収金額・内訳、発行者名・所在地・電話番号の記載があること

②手形・小切手の場合

- ・自社発行であること
- ・助成対象期間内に振出し、決済が完了していること
- ・当座勘定照合表で決済の確認ができること

③インターネットバンキングの場合

- ・インターネットの振込画面（または振込履歴）及び通帳（または当座勘定照合表）の写しが提出できること

<申請手続き>

○交付申請

Q13 申請書を提出すれば助成金が振り込まれるのか

A13 申請書を提出するだけでは、助成金は支払われません。

交付決定された後、助成事業を実施いただき、当該事業の適切な遂行が確認されてから、助成金の支払となります。

【申請から交付までの流れ】

申請 → (交付決定) → 着手届 [再整備の場合のみ] / 事業実施 → 事業完了 / 完了届
→ (完了検査・助成金額確定) → 請求書提出 → (助成金振込) ※ () は市が行う事務

Q14 申請回数に制限はあるか

A14 回数の制限はありません。

一建築敷地あたり上限 50 万円に達するまで、申請することができます。

Q15 申請した後で内容を変えることはできるか

A15 交付決定後、再整備等の内容の変更に伴い、交付決定額を変更したい場合は、速やかに要綱「第 9 条 申請の変更」の手続きを行ってください。

なお、変更内容について、公開空地等の所管行政機関に対し、あらためて確認を行ってください。また、事業の完了期限は当該年度の 2 月末日までとしていますので、これに間に合うように変更手続きがされない場合、変更が認められませんので、ご注意ください。

Q16 申請書に記載の完了予定日より前に再整備等が完了する場合、変更申請が必要か

A16 完了予定日の変更に伴う申請は不要です。

Q17 申請書に添付する書類はどのようなものか

A17 (1) 位置図

公開空地等の所在地が分かるものとしてください。

(2) 再整備等の計画図

再整備の場合：公開空地等における工事範囲及び工事の内容を表示してください。

物品調達の場合：物品・消耗品を配置、使用する位置を表示してください。

(3) 従前状況の写真

公開空地等の全景、再整備の対象となる植栽・工作物・段差の状況等を撮影してください。

(4) 再整備等に係る見積書

再整備に係る工事の種別ごと、調達する物品ごとの単価、歩掛、数量等、交付申請額の根拠が分かるものとしてください。

(5) 本人確認書類

法人の場合：要綱「第 5 条 助成の対象者」第 1 号の証明も兼ねて、市税を滞納していない旨の証明書の写しを添付してください。(証明書の発行についての窓口は、市税事務所です。)

マンション管理組合の場合：代表者(管理組合の理事長)の本人確認書類の写し及び、その

方が理事長である旨の分かる書類（役員を議決した際のマンション管理組合総会の議事録等）の写しを添付してください。

（６）その他交付申請の根拠として必要な資料

その他必要に応じて、調達しようとする物品等のカタログ等を添付してください。

Q18 申請金額の根拠資料として添付する書類（見積書・領収書等）は原本が必要か

A18 コピーで構いません。

Q19 交付決定された後で助成金を受領できないことはあるか

A19 「交付決定」とは、助成金の交付対象者として選定された状態を意味しており、助成金の支払額が決定したということではないため、以下の状況等については、助成金の全部または一部をお支払できない場合があります。

- ・助成事業の遂行や経理関係書類の整備が適切に行われていない場合
- ・実績報告書の提出及び完了検査を拒んだ場合
- ・交付決定された金額のうち、再整備等が実施されなかった部分がある場合
- ・要綱「第 15 条 返還義務」に該当した場合 等

○着手届

Q20 「着手年月日」とは何を指すか

A20 「契約」「発注」が発生した日を指します。

Q21 着手届に添付する工事請負契約書の写しについて、契約書しか認められないか

A21 発注者と受注者双方の契約に係る合意が確認できるものとして、たとえば注文書・請書等も認めることを想定しています。

○完了届

Q22 「再整備等に係る支払いの証拠書類」とは何か

A22 支払者及び受領者双方の確認が取れる書類として、請求書と領収書を想定しています。

また、銀行等を経由しての振込や振替の場合は、銀行等による支払いの証明書（振込受付書等）でも可です。その場合、証明書中に支払者、受領者、支払日及び支払金額の記載、並びに銀行等による出納印が必要になります。

Q23 「完了年月日」とは何を指すか

A23 公開空地等の再整備等に要する費用の支払いが完了した日を指します。

Q24 助成金交付後、公開空地等の管理の状況の調査等はあるか

A24 助成金により再整備等を行った公開空地等の管理の状況や利用の状況その他必要な事項について調査を行う場合がありますので、助成金交付後も適切な維持管理に努めてください。